

住民税非課税世帯などに対する 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

▶ 問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 25-3285



村では物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して必要な支援を行うため、給付金を支給します。

◆ 給付額
1 世帯あたり 7 万円

◆ 支給対象世帯 (①または②のいずれか)

① 住民税均等割非課税世帯

令和5年12月1日時点で、昭和村に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税の世帯。(世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は対象外)

- 対象となる世帯で、今年度実施した同事業で3万円を支給した方には**確認書の送付は行わず、同じ口座に給付金を支給します。(申請不要)**
- 対象と思われる世帯には、1月中旬以降に青色の封筒で確認書が届きます。**必要事項を記入し役場に返送してください。**印字された口座以外への振り込みを希望、口座欄が空欄の場合は本人確認書類と口座が確認できる書類を添付してください。

※遡りによる転入や修正申告などで対象となった世帯は、別途村への申出が必要な場合があります。

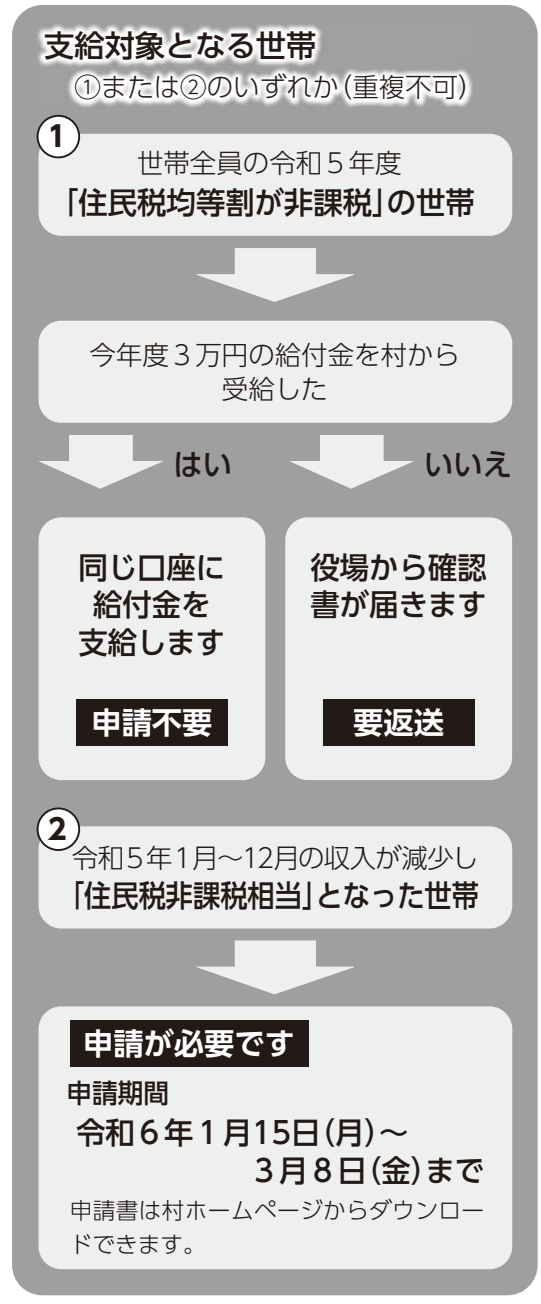
- 給付金支給前に、村から支給決定通知書を発送します。

② 住民税非課税相当となった世帯【要申請】

令和5年1月から12月までの間に予期せず家計が急変し、住民税非課税相当となった世帯は、**申請により給付を受けられる可能性があります。**

- 申請書に必要な事項を記入して、**添付書類と一緒に役場に申請してください。**
 - ・ 1世帯1回の給付となります。
 - ・ 事業活動に季節性があり、繁忙期や農産物の出荷時期などにより、通常収入を得られない時期を対象月として申請した場合は対象外です。
 - ・ 給与明細書、年金振込通知書、預金通帳の写し、令和5年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票などの写しの添付が必要となります。

不明点や詳細はお問合せください。



住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

自宅や職場などに国や県、村の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、警察か警察相談専用電話(#9110)に連絡ください。